

令和 6 年 9 月定例会

予算決算委員会資料(先議)

(福 祉 保 健 部)

物価高騰支援給付金給付事業（令和6年度非課税世帯等分）について

1 補正理由

令和6年度に新たに住民税非課税等となった世帯への給付について、対象世帯数が当初の見込みを上回ったことにより、給付金および事務費を増額する。

(1) 対象

基準日（令和6年6月3日）において市内に住所を有し、令和6年度の住民税が非課税である世帯および令和6年度の住民税が均等割のみ課税である世帯

ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯や令和5年度住民税非課税世帯または令和5年度均等割のみ課税世帯に対する物価高騰支援給付金の対象であった世帯を除く。

(2) 給付額

対象世帯1世帯当たり10万円

また、対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯には、児童1人当たり5万円を加算（こども加算）

(3) 対象世帯数 6,250世帯（こども加算分 児童1,020人）

（内訳）

6月補正予算計上分 4,800世帯（こども加算分 児童 480人）

9月補正予算計上分 1,450世帯（こども加算分 児童 540人）

2 給付状況（6月補正予算 補助金 504,000千円）

(1) 8月29日（木）までの実績

給付件数 4,688件、給付額 461,350千円

(2) 9月5日（木）の給付見込み

給付件数 282件、給付額 27,850千円（予算残額 14,800千円）

3 予算額

172,459千円

（内訳）補助金 172,000千円（100,000円×1,450世帯）

（こども加算分 50,000円× 540人）

事務費 459千円

（内訳）通信運搬費 240千円

口座振替手数料 219千円

4 財源

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 172,459千円

災害弔慰金支給事業について

1 事業内容

令和5年7月豪雨災害の災害救助法適用により、当該災害で亡くなられた（災害関連死を含む）方が「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害弔慰金の支給対象となった。

遺族から災害関連死の申出があり、秋田市災害弔慰金等支給審査委員会に諮問し、その結果、災害関連死と認定する答申があり、災害関連死と認定したため、その遺族に対し、災害弔慰金を支給するもの。

2 支給対象者

令和5年7月豪雨災害による災害関連死と認定された者の遺族

3 支給額

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条に基づき以下の金額を支給する。

- (1) 死亡者が、遺族の生計を主として維持していた場合：5,000千円（3名）
- (2) その他の場合：2,500千円（1名）

4 予算額（17,500千円）

5,000千円×3名＋2,500千円×1名

5 財源

災害弔慰金等負担金（国・県）	13,125千円
一般財源	4,375千円
※負担割合	国1/2、県1/4、市1/4